

沖縄県行政財産使用料条例（(昭和 47 年 5 月 27 日条例第 68 号)

最終改正:平成 31 年 3 月 29 日条例第 5 号

改正内容:平成 31 年 3 月 29 日条例第 5 号 [令和 3 年 1 月 1 日]

（趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により許可した行政財産の使用料
に関して必要な事項を定めるものとする。

（使用料の額）

第 2 条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって算出して得た額とする。

（1）土地の使用

ア 使用許可期間が1月以上の場合

$$\text{土地の使用面積に対応する時価} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$$

イ 使用許可期間が1月未満の場合

$$\left(\text{土地の使用面積に対応する時価} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \right) \times \frac{110}{100}$$

（2）建物の使用

ア 建物の敷地が県有地の場合

$$\left(\text{建物の使用面積に対応する時価} \times \frac{6}{100} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365} + \text{当該建物の建て$$

$$\text{面積に相当する土地の使用料} \times \frac{\text{当該建物の使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \right) \times \frac{110}{100}$$

イ 建物の敷地が借地の場合

$$\left(\text{建物の使用面積に対応する時価} \times \frac{6}{100} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365} + \text{当該建物の建て$$

$$\text{面積に相当する土地の借地料} \times \frac{\text{当該建物の使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}} \right) \times \frac{110}{100}$$

2 前項以外のもの（電柱、広告板、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の使用を含む。）の使用料の額は、用途その他の
事情を考慮して知事が定める額とする。

（使用料の徴収方法）

第 3 条 使用料は、使用を開始する日前に全額を徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。

（使用料の不還付）

第 4 条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由
があると認めるときは、知事は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第 5 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。

(2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、特に必要と認めて使用させるとき。

(過料)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める